

年 月 日

池 田 市 長 様

事 業 者 住所  
氏名  
電話

工事管理者 住所  
氏名  
電話

## 誓 約 書

このたび私共が、池田市.....番地先において、  
.....工事施工をするに際しまして、下記の事項を誓約します。

### 記

1. 造成工事及び建築工事の関係車両や重機の通行は、池田警察署の指示を受けます。
2. 造成工事及び建築工事の関連で、付近住民から苦情が生じたときは、責任をもって対処し解決します。
3. 資材の搬入搬出・土砂運搬に通行する市道(市管理道路)路線は、別紙図面に記入のとおりです。
4. 造成現場及び建築現場より、資材の搬入搬出の車両が、市道(市管理道路を含む)を通行するときは、敷地内で車両の車輪を洗浄し、道路上に土砂を落とさぬように致します。尚、土砂が道路上に落ちたときは、直ちに清掃致します。
5. 市道(市管理道路を含む)を重量車両が通行し、別紙図面の舗装及び道路構

造物等を破損した際は、工事期間中であっても仮復旧し、他の通行者の妨げにならぬように致します。

6. 建築に伴う地下埋設物引込み工事は、各関係課に申込み、市道路掘削許可を受け、道路構造物変更及び足場等については、そのつど申請し、都市整備部土木管理課の許可を受けます。
7. 建築廃材、生コン車、洗車の廃水等で道路及び道路側溝を汚さぬように各関係者に指示し、汚損したときは、すみやかに清掃致します。
8. 造成工事及び建築工事完了時には、土木管理課に申し出て、現場立会いを受けて、道路構造物等破損箇所については、工法等を協議し、当社が責任をもって指示通り復旧致します。
9. 工事着手前に道路現況写真を写し、本書と工程表と共に提出し、工事完了時の時は、土木管理課職員の立会い検査を受けます。
10. 足場・仮囲いは敷地内に設置しますが、もし市道部分に出るときは市に申し出て、市の指示を受けます。